

令和2年生駒市教育委員会第3回臨時会会議録

1 日 時 令和2年3月9日(月) 午後5時～午後6時49分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

3 審査事項

報告第5号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について）

議案第8号 生駒市教育委員会教職員の任免について

4 教育委員会出席者

教育長	中 田 好 昭		
委 員（教育長職務代理者）	飯 島 敏 文	委 員	寺 田 詩 子
委 員	神 澤 創	委 員	坪 井 美 佐
委 員	西 井 久 之	委 員	伊 藤 智 子
委 員	古 島 尚 弥		

5 教育委員会欠席者

委 員 レイノルズあい

6 事務局職員出席者

教育振興部長	真 銅 宏	生涯学習部長	八 重 史 子
教育振興部次長	坂 谷 操	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	城 野 聖 一	学校給食センター所長	植 島 秀 史
こども課長	(教育振興部次長兼務)	こども課指導主事	川 田 奈 津 子
こども課指導主事	新 土 和 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多 佳 子
生涯学習課長	梅 谷 信 行	スポーツ振興課長	西 政 仁
教育総務課課長補佐	山 本 英 樹	教育指導課課長補佐	前 田 伸 行
こども課課長補佐	松 田 悟	教育総務課（書記）	牧 井 望
教育総務課（書記）	鬼 頭 永 実		

6 傍聴者 なし

○開会宣告

○日程第1 教育長報告

- ・新型コロナウイルス感染症の予防対策について、辻中教育総務課長、城野教育指導課長、坂谷教育振興部次長、梅谷生涯学習課長から説明

<参照：追加資料1>

(質疑)

中田教育長：追加資料1の2ページ、幼稚園・こども園の預かりについては、10日まで実施とのことだが、保護者が見て分かる内容なのか。

新土指導主事：預かり保育が3月10日までなのは、既に周知している。

中田教育長：11日以降はどのように対応するのか。

新土指導主事：11日以降は半日保育で、11時半までである。

中田教育長：通常の保育が11時半までかと思う。それ以降の時間はどうするのか。19日まで特別措置としての保育を実施するとあるが、11日以降は対応できなくて良いのか。

新土指導主事：新型コロナウイルス感染症が流行っていなくても、11日以降は預かりが無かったので、各家庭でお子様の保育ができるものと考えられる。

坂谷次長：預かり保育については、毎月、来月分の預かり保育実施日を各家庭に知らせ、申し込みを受けている。3月11日以降は、短期の保育となり、11時半で帰宅なので、元から預かり保育が無い時期である。新型コロナウイルス感染症対策としては、休園前からあるはずだった保育を提供するものであり、11日以降は当初幼稚園を開園していた11時半までは預かりは実施するが、当初から実施を予定しなかった預かり保育は実施しない。

中田教育長：通常の保育に加え、特別の事情があると認める場合は預かり保育を実施するという内容の文書なので、実施しなくてはならないのではないかと。平時と異なり、非常事態と言える。春休みの直前まで預かりを実施しなくてはならないと思う。

松田課長補佐：「特別な配慮が必要な園児・家庭への対応について」の一つ目の項目にある、特別措置としての預かりは19日まで、当初園にいる予定だった時間は受け入れるが、平時から実施している預かり保育自体は、10日までということである。

中田教育長：表現的に分かりづらいと思う。小学校との整合性を合わせていただきたい。小学校は学童保育とは別で、春休み前まで預かっている。

坂谷次長：幼稚園についても通常保育時間は春休み前まで実施する。

中田教育長：通常半日保育でも、今は非常事態だと思う。

新土指導主事：現段階で11日以降は11時半までが保育時間であることは以前から周知している。休園になってからも、11時半までの保育はできる。元税のところ、事務局において、保護者から11時半以降も預かってほしいという希望は受けておらず、各園からもそのような報告はない。

中田教育長：この文章を流しているから希望がないのではないか。このような非常の事態に当たっては、11時半以降も希望する方には預かりを実施すべきではないか。

西井委員：学校は何時まで預かりをしているのか。

城野課長：小学校は8時半から15時半までである。預かる日程は終了式の3月24日までである。

西井委員：学校も通常の授業時間までだ。

中田教育長：小学校にあわせて幼稚園も修了式まで預からなくてはならないのではないか。

寺田委員：11日以降お弁当の時間がないのは、保護者も最初から分かっている。仕事がある保護者も、元からそのつもりで仕事の予定を組んでいる。それ以上の預かりがあれば保護者は助かると思うが、11日以降預かり保育が無いことも分かっているので、この文書でも内容は伝わると思う。

中田教育長：この項目では、通常の保育に加え、特別な事情がある場合として記載されている。

坂谷次長：休校中の児童の受入れ先として、小学校では学童保育と、学童以外の預かりを実施する。当市の学童保育は、希望された方は全員が学童保育に入っただけの全入制を採用しており、どのような就労形態の方でも学童保育で受け入れができる。学童保育に入っていない方のための緊急の受入れの措置として、小学校で受け入れることとなった。一方、就学前についても保育園はあるものの、幼稚園に入っている方でも就労しておられる保護者の方もおられるので、幼稚園でも通常時間中は受入れを実施する。小学校と学童の関係と、幼稚園と預かり保育の関係は異なる。臨時休園が無かったとしても11日以降の仕事の都合は付けていただいているので、14時から16時半までの預かり保育の時間での預かりは不要だと判断した。

中田教育長：11日以降について、11時半までの保育であるという文言が無い。

飯島委員：教育長としては、1行目に3月19日まで特別措置を実施すると書いてあるのに、11日以降の特別措置としての保育が入っていないのではないかとお考えだ。しかし、寺田委員からもあったように、保護者の方は10日まで実施していただいたらあとは通常に戻るという理解をされているので、申し出が無いと推測される。ただ、教育長としては、特別措置で19日までと書かれているからには、11日から19日までの期間に関する言及が、何かしら必要であるというご意見だと思う。

中田教育長：書き方については、事務局内で再検討させていただく。また、小学校の受入れ状況について、追加資料1の6ページの表において、学童の登録数が1,565人であり、出席数の累計を4日間で割ると、一日当たり750人程度と、学童登録者数の半数が学童を利用しているものと考えられる。

真銅部長：日によってばらつきがあるが、日に約700～750人が出席しており、平均出席率は約48%である。出席率が低い理由としては、保護者の職場がテレワークになったことから家庭での保育が可能になったという方や、祖父母の家に預けるといのご連絡を頂いた方等、今回の休校の主旨を踏まえ、家庭等での保育にご協力いただいているものと考えている。

飯島委員：今回の休業は、急な事だったので、政府の要請通り休校となると、準備期間が金曜日のみとなってしまうが、考え得る対応を検討した結果、一日延ばして3月3日からの休校とされたと思う。政府の要請に限りなく近く、かつ家庭への影響を最低限に抑える姿勢を見せられたと思う。休校への対応については自治体単位どころか、学校区単位で状況が異なると思う。家庭だけでなく、先生方の困りごともあるかと思うが、学校からの相談等はどのくらい受けたのか。

城野課長：休校中に開催される卒業式に当たって、出席はどのように扱うかという問い合わせがあった。県に相談したところ、臨時休業期間内なので、登校日と同じ扱いになるとのことだった。他には、通知表の作成、修了証の期日等、諸文書の作成についての問い合わせが多かった。また、3月2日に児童生徒への伝達をし、余裕を持たせたものの、習字道具等の教材の持ち帰りが一日にはできないため、日を分散させて登校させ、通知表や教材の引き渡す日を設けるなど、学校で細やかに対応していただいた。その中でどのように日を設定すれば良いかというご相談も頂いた。

坪井委員：3月2日に学校から連絡をいただき、経産省の学びのページが配信された。子ども達の学びを止めないためには非常に良かったと思う。保護者としては、子ども達も困惑はしていたものの、先生方に細やかな対応をしていただき、学校からも何かあればメールで配信する旨お伝えいただき、大変安心できた。市内では大きな混乱はなかったと思うので、感謝申し上げたい。

中田教育長：また、生涯学習施設については、施設管理上、感染症対策を講じて開館している施設もあれば、不特定多数が利用されるため閉める施設もあり、個々で分かれている。今後状況を見ながら変更もあるかと思う。

・生駒市子ども・子育て会議からの答申について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：資料1>

(質疑)

飯島委員：いくつか図表や番号を挙げている。図に当たるものの下に図の番号、タイトルを記載すると一般的な書き方になるので、ご調整お願いしたい。また、31ページの表題が、「待機児童について」、「認定こども園について」とあるが、内容的にはその解消への取組を書いているのに、表題がポジティブではないので十分にアピールできないと考える。表現を検討いただきたい。

伊藤委員：一時預かり保育について、0歳児から1歳児については6割が家庭で過ごしている中で、虐待防止の観点も含め、親のリフレッシュを目的として保育を受けるといったものが、全国的に増えている。しかし、この計画の中にはその類の記述が無い。また、生駒市のホームページで一時預かり保育のページにも書いていないので、保護者からは、生駒市ではそのような預かり保育ができないと思われる。みっきランド等まで行けば教えてもらえるのかもしれないが、ネット上で探した限りでは見つからなかった。ホームページ内のPDFまで探すとやっと書いてある程度だ。ホームページ上では、保育が困難になった子だけという印象があり、知っている方と知らない方で重大な差があると思う。リフレッシュにも使えることが分かるように、ホームページ等に記載していただき、可能であれば、この計画にも反映していただきたい。

坪井委員：資料1の24ページ、事業7ファミリー・サポート・センター事業について、見込み量と確保量を記載されているが、令和2年以降も見込み量が細かく出ている。算出根拠は何か。平成27年度から令和元年度までは全て960人だったものが、令和2年度以降細かい数字になっているのはなぜか。また、確保できているのか。AsMamaで対応しているのか。

辻本所長：過去の実績を基に見込み量を算出している。

坪井委員：確保数が見込み量と全く同じなのは、AsMamaの功績が大きいということか。

辻本所長：AsMamaとは別の事業であり、単独の市の事業である。

伊藤委員：23ページの子育て短期支援事業について、数字だけ見ると、短期間で実績値が非常に高くなっている。平成30年度の157日を抜いても、折れ線グラフ化すると、45度くらいになるような割合で高まっている。実績を基にしてこれからの予測を出しているのであれば、令和2年度から6年度が一定なのは、確保量が足りないと思う。どのような計算か。

辻本所長：平成30年度までの実績については、兄弟姉妹関係の影響がある。兄弟姉妹が2人なら日数は倍になる。兄弟姉妹が多い時期があり、数字が上がったが、通常このような事は考えにくいので、更に過去の実績も踏まえて令和2年度以降の計算をしている。

坪井委員：28ページ、事業11の放課後児童クラブについて、市内に27施設あり、この数年の間でも、分割もかなり進み、施設数は増えている。このように事務局で対応していても、それ以上に学童ニーズが増えている状況かと思う。人数を超過している学童保育もあると伺っている。今後、学童保育を新規で分割する予定はあるか。

坂谷次長：学童保育の希望数が大変多く、基準を超えている学童保育があるというご指摘だったが、国の基準は平成27年度にできたものであり、それまでは各自治体で基準を定めて運営していた。平成27年度に定められた国の基準では、指導員一人当たり児童は40人というのがあり、これは学校のクラスの人数と同じである。それと別に、児童一人当たり1.65㎡という広さの基準もある。市内で4月以降この基準を超えてしまう見込みがあったのが、真弓小学校、鹿ノ台小学校である。ただ、対策に当たっては、分割を行うのではなく、低学年、高学年の授業終了時間の差があるので、時差を活用するほか、真弓小学校では多目的室を放課後のみ、鹿ノ台小学校では新たに1教室使わせていただくよう、学校と調整中である。これらのことにより、必要平米数を確保でき、児童もゆとりを感じられるのではないかと思う。また、新たな分割を行うに当たっては、指導員不足という課題がある。当市でも採用に力をいれているが、募集数を満たす応募者がいない。施設を分割すると、新しい施設に対して人員配置が必要になるほか、事務も増える。来年度に当たっては、それぞれ学童希望数や各施設の状態によって、臨機応変に対応していく。

坪井委員：真弓学童、鹿ノ台学童からお話を伺っており、実際施設も見させていただいたが、来年度改善されるなら良かった。余裕教室の利用については、文部科学省、厚生労働省それぞれの意向に合っていて良いと思う。人材確保に当たっては、ハローワークや民間の求人サイト等を活用し、取り組んでいただいているかと思うが、実際に足りていない現状であると思う。就業時間の特性もあり、子育てが終わられた方が指導員になられることが多い中、大学生をアルバイトとして採用することは検討していないのか。

坂谷次長：学童保育指導員の就労形態は多岐に渡っている。論文、面接を経ての運営協議会として雇用している正規指導員は、各学童施設に2名ずつ計54名を配置している。それに加えて利用者数が増えた分の加配、支援が必要な児童が学童保育を利用するに当たっての加配、正規指導員の育産休等による代替等、いくつかの雇用形態がある。それらの雇用形態については、大学生も募集しているが、大学生にとっては、年間通じて必ずこの日に出勤するというのは、大学との両立が難しいというお話も伺っ

ている。こちらからも条件をお示しして、上手く合えば雇用したいが、現段階ではマッチングには至っていない。

坪井委員：帝塚山大学等でも求人受付をしているので、そちらに相談するのも良いだろう。29ページ「確保策についての考え方」について、「民設民営の新規参入などの促進を図ります」とあるが、具体的には何か取り組んでいるのか。

坂谷次長：学童保育の指導員とは、都道府県の認定研修で資格を得た者となっている。この指導員を2名ずつ配置することが、国の基準となっており、当市もそれに準じた条例を制定している。市議会3月定例会への上程を予定しているが、当市では、みなし指導員のみなし期間の延長を検討している。みなし指導員とは、国が、研修を受ける資格はあるが、研修を受けていない方を指導員として、数に数えて良いとしているものだ。例えば保育士の資格を持っていると、学童保育に勤め始めた年度内に実施される研修を受ければ、2年目から指導員となれるが、1年目から指導員としてみなすことができるというものだ。民間の学童保育施設を開設される際、研修を受けていない方も指導員として数えられるようになる。そのみなし期間を延長する条例改正を行う予定だ。民間学童保育施設の開設にあたって、従来は有資格者の確保が必要になっていたが、今後は開設してから人材育成でき、民間企業が参入しやすくなる。また、このことに関連して民間企業向けに、国の補助金についての説明会を行い、特に定員を超えている地域に対しては、民間学童保育施設の開設を促していきたい。

西井委員：学童保育について、空き教室を活用するというお話があったが、多目的室を使うよりは、完全な空き教室を学童保育用の教室として、固定していただきたい。資料1にもあるとおり、学童保育は第二の家庭である。午前中は教室として授業で使い、放課後は学童保育として使用すると、学校も子どもも困る。なぜなら、教室は寝転がったりしてはいけない場所だが、学童保育として使う分には良く、児童は両者を混同してしまうこともあるからだ。余剰教室の一部を使うのであれば、パーティションで仕切るなど、教室ではない空間として使用していただきたい。学校長から、学校と区別するために、トイレや非常用出口も区別していただきたいというお願いがあると思う。多目的室についても、夏期休業期間は学童保育として貸すことがあるが、2学期からは授業で使うので、児童が混同してしまう。多目的室は安易に開放しない方が良い。

坂谷次長：その点については、学校長・教頭ともお話をさせていただいた。リラックスするのは学童保育施設の部屋で、静かに本を読んだり、宿題等をするための部屋として、多目的室や教室を使わせていただく形で調整中だ。

神澤委員：学童保育の人材確保については、どの自治体もご苦労されているとは思いますが、現役の学生は、大学の授業時間と合わない。一度、学童保育のお手伝いをしていた学生は、たくさんの自治体から声が掛かることもあったという。指導員の待遇についても柔軟性を上げていく必要があると思うので、お願いしたい。

坂谷次長：運営協議会については、来年度から給与改善、処遇改善に努めていく予定である。指導員不足については、人材不足に加えて、年度途中で辞める指導員が多いことも原因であり、組織の抜本的な改革が必要だと感じている。来年度以降、学童保育指導員の地区別代表主任を、北・南地区で任命する。現場の細かい困りごとを、現場に入って対応していただく。このことによって、離職率が少しでも低くなればと思っている。

・預かり保育に関する署名の提出について、坂谷教育振興部次長から説明
(質疑)

中田教育長：補足であるが、要望書については、市長宛てのもので、教育長が受け取った。新聞2紙において、明日以降報道もあると思う。預かり保育料の値上げの白紙撤回を求める要望書である。論点としては、リフレッシュの方と就労の方の2点にまたがる。基準以下の労働となれば、時間ごとの金銭的負担が大きくなるので、生活への影響があるとのことであり、リフレッシュは日常的なストレスの解消のために必要だという話だった。以前教育委員会での審議の際、実態把握した上で、都度検討するよう、私から付帯的な意見を出したかと思う。議会でもそのような説明をさせていただいた。規則の施行から半年ほど経過し、一定の実態が見えてきた時期だと思う。3月議会でも、性急な料金改定ではないかという、今回の要望に沿った意見が出ると思う。市長、教育長で協議し、市民文教委員会までに、見直しの方向で検討していく。その場合、教育委員会においては規則改正の議案を提出することになる。どのような形であれ、現状維持は難しいように思う。ただ、預かり保育という制度設計上、受益者負担はお願いしたいとお伝えしている。要望書提出にあたって、論点が見えない部分もあり、整理が必要だと思うが、取り急ぎ報告させていただいた。

西井委員：今回の要望に当たって、政治的背景はあるのか。

中田教育長：ある。ただ、議員からの紹介があった程度だ。

寺田委員：就学前教育・保育無償化に当たって、預かり保育が値上げする点については、私も反対した。その後、利用状況の実績はどうか。

坂谷次長：料金が前のまま無償化の対象になる方は、新2号として新たに認定している方で、160名程度いらっしゃる。新2号認定の方々には、1日の上限450円を返金しており、2.5時間が無償になる料金である。1

0月時点では無償化の対象は130名程度であったが、現在では160名が預かり保育は無償化になった。新2号の就労の用件は64時間以上の就労である。それ以外の方の利用は減ってきている。また、従来2時間で300円だったものが、1時間300円となる改訂なので、1時間の利用に留める方もおり、以前より利用が小刻みになっている傾向がある。

新土指導主事：昨年度は10月から2月末までで延べ約8,000人の利用があったが、今年度は10月から2月末までで約7,000人の利用となっており、かなり減っている。

中田教育長：本件については、今後議会でも審議もしくは調査がある。

○日程第2 報告第5号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について）

- ・令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書p1、資料2>

(質疑)

古島委員：資料2、一人一台の情報端末の整備については、予算もあり、数は限られているかと思うが、整備対象は小学5年生～中学1年生とのことだが、対象はどう決めたのか。

辻中課長：整備に当たっては、国も整備に当たってのロードマップを作っている。当市では国の示したモデルケースに沿って、整備を進めていく。そのロードマップで示されていたのが、小学5年生～中学1年生である。

古島委員：端末は、県で一括購入するとのことだったが、物品は既に決まっているのか。

辻中課長：端末のOSは、国からはWindows、クロームOS、iPadOSが掲げられている。市としては、購入後の管理にコストのかからないクロームOSを想定している。

古島委員：OSは市で決められるのか。

辻中課長：当市としてはクロームOSを希望している。端末は県で共同調達となる。今後県で協議会を設置して検討していくとのことだが、それぞれのOSに対応しているので、どのOSを選択しても、共同調達に参加できると伺っている。

伊藤委員：来年度夏頃に3学年に配備されるということだが、令和3年度の購入計画が中学2・3年生ということは、例えば令和2年度に5年生ならば、令和3年度は5年生の教室に端末を置いて6年生に上がるのか。

辻中課長：端末を使うために校内LAN整備を行う必要があり、夏休みを利用して工事を行う予定だ。竣工後、端末を整備したLAN環境で使用するため

の設定作業に入る。2学期から使いたいところだが、スケジュール的に難しく、年内か3学期からの使用になると見込んでいる。

伊藤委員：一人一台で整備するという事は、個人が使用するものなので、個々でカスタマイズできると思う。それならば、来年度使用したものを次学年にそのまま持ちあがれるといいと思ったが、令和3年度の整備計画が、中学2・3年生となっていたので、学年のものになるのかと疑問に思った。

辻中課長：端末本体は、学年に置いて出ることになる。個人のデータはクラウドで保存できるので、パスワードとIDを入力すれば、前年度のデータを受け継ぐことができる。

飯島委員：小学1年生から中学3年生では、端末の仕様は同じという訳にはいかないと思う。学年ごとの仕様等は既に決まっているのか。

前田課長補佐：令和元年度の小学5年生～中学1年生の児童生徒数で整備計画を挙げている段階で、今後、年度ごとに台数の調整が必要になる。学年によって性能を変えることはできないと思う。端末は県で一括調達するので、端末の仕様は決まっており、端末によっては、IDを紐づけてしまう可能性もあり、翌年度に設定し直すのは手間になる。入れる機器によって運用の仕方は変わる。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第3 議案第8号 生駒市教育委員会教職員の任免について

・生駒市教育委員会教職員の任免について、真銅教育振興部長から説明

<参照：議案書p7、別紙（非公開）>

≪ 個人情報を含むため、質疑内容は非公開 ≫

審議結果 【原案のとおり可決】

○閉会宣告

午後6時49分 閉会